

《国際家族法研究会報告 (第44回)》

## 中国国際私法草案「建議稿」中の 国際相続法規定

徐 瑞静

### 一 はじめに

本報告においては、東洋法学第五六巻第三号に発表した中国国際私法草案「建議稿」の国際婚姻法規定、前報告における国際親子法規定等に引き続き、相続の部分において、黄進編『中華人民共和国法律関係適用法建議稿』（法律出版社、二〇一二年）に依拠して言及しようとするものである。

### 二 第三六条「法定相続」について

涉外民事関係法律適用法第三二条は、「法定相続については、被相続人の死亡当時の常居所地の法律を適用する。但し、不動産の法定相続については、不動産の所在地の法律を適用する。」と規定している。

それに対して、建議稿第三六条「法定相続」は、次のような規定である。

「遺産の法定相続は、被相続人死亡時の常居所地法を適用する。不動産の法定相続は、不動産所在地法を適用する。」

本条は、法定相続に関する規定である。如何ように涉外相続の準拠法を決定するかは、今日、諸国国際私法において

は、統一された原則は確立していない。しかし、諸国国際私立法、司法実践および国際条約規定からみれば、涉外法定相続準拠法選択規則は、主に被相続人の本国法、被相続人の住所地法、遺産所在地法などである。一九八九年の「死亡による財産の相続の準拠法に関するハーグ条約」は被相続人の常居所地法を採用し、場合により、その中の一つを採用し、また、場合により、その中の二つ以上の法律を混合的に採用している。例えば、被相続人の本国法と遺産所在地法とを組み合わせ、また、場合により、被相続人の住所地法と遺産所在地法を組み合わせている（黄・前掲書六九頁参照）。

涉外相続法律適用にあたっては、主に、統一主義と分割主義がある。統一主義から、被相続人死亡時の住所地法、また、被相続人死亡時の本国法が採用されている。分割主義は、英米法系諸国、および、若干の大陸法系諸国によって採用されている。例えば、英国法は、不動産相続について不動産所在地法を適用する。動産相続については死者の（死亡時の）住所地法を適用する。中国の現行立法も分割主義を採用している（黄・前掲書六九頁以下参照）。

統一主義は、単一主義とも呼ばれて、遺産が動産であるか不動産であるかにかかわらず、相続関係を一つの全体として、それに同一実体法を適用する。すなわち、被相続人死亡時の属人法（本国法または住所地法）である。統一主義は、一九世紀後半から優勢になったが、今日、統一主義を採用す

る国家は少なくない、その中、被相続人本国法主義を採用する国家と被相続人住所地法主義を採用する国家がある。統一主義は幾つかの国際立法上においても支持されている。例えば、一九二八年の「プスタマンテ法典」第七条が、相続は被相続人の属人法に従うと規定している。当該属人法とは住所地法であるか、それとも本国法であるかは明確に指摘せず、その点については、関連国家によって決められている。前出のハーグ条約においても統一主義が採用されて、同条約第三条は、まず、相続が死者死亡時に常居所地を有し、かつ、その国民である国家の法律に支配されると定め、同時に、死者の死亡時に少なくとも五年以上常居所地を有する国家の法律に支配されるが、しかし、死者の死亡時に明らかにその者の国籍所属国と密接関連を有する場合、その国家の法律が適用されることとなる。その他の状況の下においては、相続は、死者の死亡時の本国法に支配される。死者の死亡時に明らかにその他の国家と密接関連を有する場合は、当該その他の国家の法律が適用されると規定されている。この他に条約第五条第一項は、被相続人はいずれかの国家の法律を指定することができる」と定めている。指定時または死亡時に被相続人によって指定された国家の国民であるか、または、当該国に常居所地を有する場合には、その指定が有効とされる。条約は未だ発効しておらず、相続領域においては、実体法の統一のみならず、抵触法の統一にも数多くの課題があることが明らか

かにされた（黄・前掲書七〇頁参照）。

二〇〇五年、欧州委員会は、相続準拠法に関する議定書において、相続事件は被相続人の常居所地の関連当局が管轄することを提案し、かつ、相続には、被相続人の常居所地法を適用することを規定した。被相続人は、遺言については、その国籍国法を選択し、すべての相続問題をそれによって支配することができる（黄・前掲書七〇頁参照）。

中国現行立法および実践は、分割主義を採用することが実行性及び現実性を有し、とりわけ、現行立法と実践との一致を保持することができると思われる。しかし、本条は分割主義を採用する前提として、遺産の法定相続の表現を採り入れて動産の法定相続に代えている。それは、遺産という概念が、相続する債権と権利などを包括するからである。また、被相続人の死亡時の住所地法を被相続人の死亡時の常居所地法に変えている。これは、国際的に、被相続人の常居所地法が新たに採用された処理方法であるからである、例えば、前出ハーグ条約のように、民事主体が常居所地法を属人法とする規定と調和すると考えられる（黄・前掲書七〇頁以下参照）。

三 第三十七条「遺言作成能力」について  
 建議稿第三十七条「遺言作成能力」は、次のような規定である。

「遺言作成能力は、遺言者の遺言作成時の本国法、住所地法または常居所地法を適用する。上述の法律に基づいて遺言

者が遺言作成できないが、遺言行為地法によって遺言作成能力を有する場合、遺言作成能力を有すると見做す。」

本条は、遺言作成能力に関する法律適用の規定である。遺言者が遺言を通じてその財産を処分する能力を有するか否かは、遺言の実質的成立要件に属する。諸国における遺言作成能力に関する規定には違いがあり、幾つかの国家は、被相続人の遺言作成能力について、行為能力と一致する方法を採用している。その他の幾つかの国家は遺言作成能力と行為能力につき、異なる方法を採用している。遺言作成能力を有しない者に関しても、諸国は異なる規定を設けている。幾つかの国家は、未成年者または精神病患者は遺言作成能力を有しないとか、無行為能力または制限行為能力などを宣告された者は遺言作成能力を有しないと規定している(黄・前掲書七一頁参照)。

遺言作成能力に関する準拠法については、一般に、当事者の属人法によって解決すべきと考えられるが、幾つかの国家の立法は、遺言作成能力に関する準拠法について特別の規定を設けておらず、中国もそのような国である。明文規定を設けている国々においては、被相続人の本国法、被相続人の常居所地法または住所地法を採用している。本条はスイス法と類似し、その目的は遺言をできる限り有効とすることである。本条は、更に、上述した被相続人の属人法の中の一つに基づいて、遺言者が遺言を作成することができなくても、遺

言作成地法によって遺言作成能力を有する場合は、遺言能力を有すると見做す内容を規定している(黄・前掲書七一頁参照)。

#### 四 第三八条「遺言方式」について

涉外民事関係法律適用法第三二条は、「遺言の方式が、遺言者の遺言作成当時若しくは死亡当時の常居所地の法律、国籍国の法律または遺言の行為地の法律に適合するときは、遺言はいづれも成立するものとする。」と規定している。

それに対して、建議稿第三八条「遺言方式」は、次のような規定である。

「遺言方式は、以下の法律の一つに符合する場合には、有効とする。

- (一) 遺言作成行為地法
  - (二) 遺言者の遺言作成時または死亡時の本国法
  - (三) 遺言者の遺言作成時または死亡時の住所地法
  - (四) 遺言者の遺言作成時または死亡時の常居所地法
- 但し、不動産にかかわる場合には、不動産所在地法を適用する。

前項二項の規定は、取消以前の遺言の遺言方式にも適用する。」

本条は、遺言の方式に関する準拠法規定である。遺言の方式に関する準拠法は、今日における立法趨勢が、できる限り遺言を有効とするため、立法技術において柔軟な選択的規則

を採り入れ、とりわけ、一九六一年の「遺言の方式の準拠法に関するハーグ条約」の発効後に、多くの国々の国内立法が類似の規則を設けた。また、直接、同条約を適用することを立法に定めている。本条第一項及び第二項は、右ハーグ条約の規定に鑑み、第三項は、さらに、遺言取消の方式にも適用することを明確にしている（黄・前掲書七二頁参照）。

### 五 第三九条「遺言内容と効力」について

涉外民事関係法律適用法第三三条は、「遺言の効力については、遺言者の遺言作成当時若しくは死亡当時の常居所地の法律または国籍国の法律を適用する。」と規定している。

それに対して、建議稿第三九条「遺言内容と効力」は、次のような規定である。

「遺言の内容および効力は、遺言者が明示的に選択したその遺言作成時または死亡時の本国法、住所地法若しくは常居所地法を適用する。遺言者が法選択していないときは、上述した法律の中、遺言成立に最も有利となる法律を適用する。」

本条は、遺言内容と効力に関する法律適用規定である。遺言の実質内容と効力問題については、法定相続の準拠法を採用し、一般に、遺言作成時または遺言成立時の被相続人の属人法（本国法）を採用するが、一定の程度、意思自治原則が採り入れられている。（黄・前掲書七二頁参照）。

中国の立法は明確な規定を設けず、建議稿が遺言の内容と効力の準拠法について、明確に規定する態度を採り、本条の

具体的な構造は、関連立法の内容を考慮して、意思自治または被相続人の属人法の採用を認める。同時に、なるべく遺言を有効とする原則を継受し、まず被相続人が明示的に遺言内容と効力を支配する法の選択することを認めるが、その選択範囲は、遺言作成時の本国法、住所地法または常居所地法に限定される。しかし、他の国家の法律と比べて、本条の選択範囲は比較的広いとみられる。同時に、被相続人が選択を行わない場合には、上述の法律の中、遺言成立に有利となる法律を適用することを規定している（黄・前掲書七三頁参照）。

### 六 第四〇条「相続人不存在の遺産の処理」について

涉外民事関係法律適用法第三五条は、「遺産を相続する者がいないときの帰属については、被相続人の死亡当時の遺産の所在地の法律を適用する。」と規定している。

それに対して、建議稿第四〇条「相続人不存在の遺産の処理」は、次のような規定である。

「相続人不存在の財産の処理について、被相続人死亡時の遺産所在地法を適用する。」

本条は、相続人不存在の財産の処理について規定している。多くの国々の法律は一般に国庫または他の公共団体に属すると規定しているが、この場合、国家または公共団体は如何なる資格で当該財産を取得したか。この問題に関し、二つの異なる主張がある。一つは、無主物先占説であり、国家領土主権により、国家が相続人不存在の財産を無主物と見

做し、先占権を通じて、相続人不存在の財産を取得すると主張する。二つ目は、法定相続人説であり、国家が最終的な法定相続人として相続人不存在財産を取得すると主張する(黄・前掲書七三頁参照)。

諸国が相続人不存在財産を取得する根拠について異なる認識を有するため、その帰属を解決する際に抵触を生じる可能性がある。一九八五年の「中華人民共和国相続法」第三二条は、「相続人または受贈者のいない財産は、国家の所有に帰属する。死者が、生前、団体所有制組織の構成員である場合には、団体所有制組織の所有に帰属する。」と規定している。すなわち、当該規定は、中国域内に在る相続人または受贈者のいない財産は、国家に帰属するか、または、団体所有制組織に帰属すると定めている(黄・前掲書七三頁参照)。

相続人不存在の財産の法律選択規則については、主に、二つの解決方法がある。一つは、被相続人の属人法を適用する立場である。例えば、ドイツの場合がそれである。二つは、財産所在地法を適用する立場である。例えば、イギリス、オーストリア、ブルガリアなどの場合である。被相続人の属人法を主張する国々は、殆ど相続人がそれ取得するとし、他方、遺産所在地法を主張する国々は、殆ど先占によってそれを取得するとしている。例えば、オーストリア法第二九条は、第二八条一項に掲げた法律により、遺産相続人がいない場合、または、地方当局が法定相続人となる場合、各状況の

もとに、被相続人死亡時における遺産所在地国の法律を基準にし、被相続人死亡時の属人法(本国法)を適用しないことを定めている。イギリスにおいては、財産がイギリスに在る場合、遺産所在地法のイギリス法により、財産はイギリス王室が特権に基づいて取得すると規定されている。かような場合には、相続の準拠法と全く関連しない(黄・前掲書七三頁以下参照)。

相続人不存在財産の帰属問題については、一九八五年の「中華人民共和国相続法」、および、一九八六年の「中華人民共和国民法通則」のいずれにも明確な規定が設けられていなかった。しかし、一九八八年の「最高人民法院〈中華人民共和国民法通則〉貫徹執行に関する若干問題の意見(試行)」第一九一条は、次の解釈規定を設けた。その内容は次の通りである。「中国域内において死亡した外国人が中国域内に遺した財産について、相続人または受贈者がいない場合、中国の法律によって処理する。両国が締結または加盟した国際条約にその他の規定が設けられている場合を除く。」と規定している。外国人の中国域内の遺産は、中国法すなわち遺産所在地法によって処理されると言える。中国はすでに四〇余りの国々と領事条約を締結し、そのいずれも派遣国国民の受入国における遺産相続問題に関連する内容を規定しているが、しかし、相続人不存在財産およびその法律適用問題を明確にしておらず、殆ど、領事は派遣国国民の受入国に遺した遺産

事務を処理するとき、受入国の法律を遵守すべきと規定されている。一九八七年の「中華人民共和国・モンゴル人民共和国領事条約」に定められている財産相続および遺産保護に関する第二九条第四項は、派遣国国民死亡後に受入国に遺した遺産中の動産は派遣国の領事官に引き渡すべきと規定している。建議稿は中国の現実状況を踏まえて、財産所在地法を採用し、しかも従来の規定を双方化したといえるであろう（黄・前掲書七四頁参照）。

#### 七 第四一条「遺産管理と遺産債権弁済」について

涉外民事関係法律適用法第三四条は、「遺産の管理等の事項については、遺産の所在地の法律を適用する。」と規定している。

それに対して、建議稿第四一条「遺産管理と遺産債権弁済」は、次のような規定である。

「遺産管理と遺産債権返済は、遺産所在地法を適用する。」  
 本条は、遺産管理と遺産債権弁済に関する法律適用規定である。大陸法系国家と英米法系国家が遺産相続に関して異なる立場を採っており、大陸法系国家においては、遺産は、相続人によって直接に相続される。しかし、英米法系国家においては、全ての財産が、まず、遺産代理人（遺言執行人と遺産管理人を含む）に帰属する。遺産の清算後に、その残った積極財産を相続人に分配し、譲渡することができる。しかし、国際私法上、遺産管理制度を採用する国家は、通常、遺

産管理問題が遺産管理法に従うことを主張している。すなわち、遺産所在地法がそれである。遺産管理について、ハーグ国際私法会議は、一九七三年に、「遺産の国際的管理に関する条約」を設けて、国際的証明書の制度を規定している。当該条約は、一九七三年から効力を生じ、目下、チェコ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スロヴェニア、トルコ、イギリスの計七個の締約国がある。中国現行立法は、遺産管理と遺産債権弁済問題に関する法律規定を設けていない。そこで、涉外遺産管理と遺産債権弁済問題を合

理に解決するため、本条は遺産所在地法を採用している。これについては、物の所在地法原則が、遺産管理と遺産債権問題に反映しているものと考えられる（黄・前掲書七四頁以下参照）。

#### 八 おわりに

以上において見たように、現行法と建議稿の内容は、ほぼ同様である。しかし、現行法においては、遺言の実質的成立要件についての規定が置かれていないのに対して、建議稿は、遺言作成能力に関する規定を置いている点等に見られるように、より精緻である。現行法が簡明性を立法の方針とした結果であろうと思われる。

（じよ・ずいせい 東洋大学法学部非常勤講師）